

## 【ドイツ】 法定年金保険法の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 法定年金保険法が改正され、45年以上保険料を納付した者が一定の要件を満たす場合に、通常より2年早い63歳からの年金受給が可能となる。また、1991年以前に出産した母の年金が増額される。

### 1 法定年金保険制度

ドイツの法定年金保険制度は、社会法典第6編—法定年金保険—（以下「法定年金保険法」）において定められ、主に被用者と自営業者の一部に加入が義務付けられている（注1）。2014年現在の保険料率は18.9%であり、保険料は労使折半で負担される。

年金の法定の支給開始年齢は、2012年から2029年にかけて65歳から67歳に引き上げられているところであり、1964年以降に生まれた者は67歳から年金を受給する。

年金月額は、被保険者の年金ポイント（Entgeltpunkte）（注2）が毎年算出され、これを最終的に総計した年金ポイントに、年金価額（Rentenwert）（注3）を掛け合わせた額である。この額は、支給開始時期が法定よりも1月早まるごとに0.3%ずつ減額され、1月遅れるごとに0.5%ずつ増額される。

法定年金保険制度においては子の養育期間が積極的に評価され、子の出生後一定期間が、保険料のみなし納付期間として、母の保険料納付期間に算入される（注4）。母は、のみなし納付期間を含めた5年以上の保険料納付により、年金受給資格を得る。

### 2 改正の概要

2013年9月に行われた連邦議会議員選挙に際して、キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）は、1991年以前に出産した母の年金増額を、社会民主党（SPD）は、45年間保険料を納付した者に63歳からの年金受給を可能にすることを有権者に対して約束した。選挙後に両党が連立政権を組むことになったため、両党の公約をどちらも実現すべく、法定年金保険法が改正された（注5）。改正法の主要な規定は、2014年7月1日から施行されている。以下に、改正の概要を紹介する。

#### (1) 63歳からの年金受給

2007年の法定年金保険法の改正（注6）において、2012年以降、法定の支給開始年齢を段階的に65歳から67歳に引き上げる旨が定められた際、45年間保険料を納付した者は、2012年以降、65歳で満額の年金を受給することが可能とされていた。

今回の改正により、1951年又は1952年生まれで、45年以上保険料を納付した者は、63歳から満額の年金を受給できるようになった（第236b条）。これは法定の支給開始年齢より2年早いものであり、1953年から1963年に生まれた者については、

法定の支給開始年齢の引上げと平行して、早期に満額の年金を受給できる年齢が順次65歳まで引き上げられていく。

45年の保険料納付期間には、失業手当の受給期間（注7）も含まれることとされた（第51条第3a項）。しかし、年金受給開始の直前2年間に失業手当を受給する場合には（注8）、その期間は45年間に算入されない。ただし、事業主の破産又は事業終了により失業手当を受給する場合には、その期間が45年間に算入される。

## (2) 1991年以前に出産した母の年金増額

改正前のみなし納付期間は、1991年以前に生まれた子については1年、1992年以降に生まれた子については3年であった。このため、母には、年金受給時に子1人につき1又は3年金ポイントが加算されており、子の出生時期による格差があった。

今回の改正により、1991年以前に生まれた子1人につき、母に加算される年金ポイントが2年金ポイントとなり、1年金ポイント増えることとされ、子の出生時期による格差が小さくなった。

## (3) 保険財政

今回の改正で定められた措置により、法定年金保険からの支出は、2015年以降、毎年100億ユーロ前後増えると予測されている。このため、連邦の法定年金保険に対する補助金を、2019年以降、毎年4億ユーロずつ増額することが定められた（第213条）。後年の保険料率の引上げは必至とされており、後の世代への負担を大きくするとの批判も多い。

注(インターネット情報は2014年6月18日現在である。)

- (1) 公務員には恩給制度があり、医師等や弁護士等には、職業別の年金保険がある。
- (2) 年金ポイントは、当該被保険者の所得を全被保険者の平均所得で除した値である。
- (3) 2014年7月現在の年金価額は、旧西ドイツ地域で28.61ユーロ、旧東ドイツ地域で26.39ユーロである。„Die Mütterrente und das Kleingedruckte,“ *Frankfurter Rundschau*, 23. Mai 2014, S.3.
- (4) このための財源は、連邦が負担している。倉田賀世『子育て支援の理念と方法—ドイツ法からの視点—』北海道大学出版会、2008, pp.146-149.
- (5) RV-Leistungsverbesserungsgesetz vom 23. Juni 2014 (BGBl. I S.787).
- (6) RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz vom 20. April 2007 (BGBl. I S.554).
- (7) 失業手当の受給期間が終了すると、公的扶助の一種である失業手当Ⅱを受給することになるが、これは税金からの給付であるため、失業手当Ⅱの受給期間は45年に算入されない。
- (8) 58歳以上の失業手当の最長受給期間は、24か月である。

## 参考文献

- ・「第9章 ドイツの年金制度」厚生年金基金連合会『海外の年金制度：日本との比較検証』東洋経済新報社、1999, pp.385-436.
- ・ Deutscher Bundestag, *Drucksache* 18/909, 1489.